

総社市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月10日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第1号

総社市事務分掌規則の一部を改正する規則

総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（市長直轄の組織） 第1条の2 市長直轄の組織として、秘書室を置く。 （分課及び係） 第2条 総社市事務分掌条例（平成17年総社市条例第6号）第1条に規定する部及び総社市社会福祉事務所設置条例（平成17年総社市条例第120号）第1条に規定する総社市社会福祉事務所の内部組織は、次のとおりとする。 総合政策部 政策調整課 <u>政策調整係</u>、<u>広報広聴係</u> <u>人口増推進課</u> <u>ふるさと納税推進課</u> 総務部 総務課</p>	<p>（市長直轄の組織） 第1条の2 市長直轄の組織として、秘書室及び危機管理室を置く。 （分課及び係） 第2条 総社市事務分掌条例（平成17年総社市条例第6号）第1条に規定する部及び総社市社会福祉事務所設置条例（平成17年総社市条例第120号）第1条に規定する総社市社会福祉事務所の内部組織は、次のとおりとする。 総合政策部 政策調整課 <u>市政情報課</u> <u>情報化推進係</u>、<u>広報広聴係</u> <u>人口増推進室</u> 総務部 総務課 <u>行政係</u>、<u>職員係</u></p>

改正後	改正前
<p>職員課 危機管理課 財政課～税務課 略 <u>あたたか市民部</u> フンストップ課 <u>日本一優しい市役所推進課</u> 人権・まちづくり課及び交通政策課 略</p> <p><u>デジタル推進課</u> 文化スポーツ部 略 保健福祉部 <u>健康増進課</u> 福祉課～長寿介護課 略 産業部 農林課 略 <u>文化財課</u> 観光プロジェクト課 企業誘致商工振興課 建設部及び環境水道部 略</p> <p>2 略 (部長等)</p> <p>第3条 略 2及び3 略</p> <p><u>4 部に危機管理監を置くことができる。</u></p> <p><u>5 略</u> <u>6 略</u> <u>7 略</u></p> <p><u>8 危機管理監は、上司の命を受け、防災及び危機管理に関する事務を処理する。</u></p> <p>(事務分掌) 第13条 各課、係の分掌事務は、次のとおりとする。 秘書室 略</p>	<p>財政課～税務課 略 <u>市民生活部</u></p> <p>人権・まちづくり課及び交通政策課 略 <u>市民課 戸籍住民登録係、お客様サービス係</u></p> <p>文化スポーツ部 略 保健福祉部 <u>健康医療課 保険年金係、健康増進係</u> 福祉課～長寿介護課 略 産業部 農林課 略</p> <p>観光プロジェクト課 <u>観光プロジェクト係、文化財係</u> 企業誘致商工振興課 建設部及び環境水道部 略</p> <p>2 略 (部長等)</p> <p>第3条 略 2及び3 略</p> <p><u>4 略</u> <u>5 略</u> <u>6 略</u></p> <p>(事務分掌) 第13条 各課、係の分掌事務は、次のとおりとする。 秘書室 略</p>

改正後	改正前
<p>総合政策部 政策調整課 政策調整係 （１）～（１３）略 <u>（１４）課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u></p> <p>広報広聴係 <u>（１）広報「そうじゃ」の編集発行に関すること。</u> <u>（２）市勢要覧に関すること。</u> <u>（３）市のホームページに関すること。</u> <u>（４）回覧板チャンネルに関すること。</u> <u>（５）市政モニター及び世論調査等に関すること。</u> <u>（６）広報広聴活動の連絡調整に関すること。</u> <u>（７）報道機関との連絡調整に関すること。</u> <u>（８）市のイメージキャラクターに関すること。</u></p>	<p>危機管理室 <u>（１）防災計画、防災会議、災害対策本部、災害対策及び国民保護の総合調整等に関すること。</u> <u>（２）水防計画及び水防協議会に関すること。</u> <u>（３）水防資材の保管に関すること。</u> <u>（４）防災訓練に関すること。</u> <u>（５）自主防災組織に関すること。</u> <u>（６）防災施設及び防災資機材に関すること。</u> <u>（７）災害時の相互応援協定に関すること。</u> <u>（８）平成30年7月豪雨災害の復興に関すること。</u></p> <p>総合政策部 政策調整課 （１）～（１３）略</p> <p>市政情報課 情報化推進係 <u>（１）電子市役所の推進に関すること。</u> <u>（２）行政情報システムの調査研究及び企画立案に関すること。</u> <u>（３）行政ネットワークシステムの効率化に向けたシステム開発及び運用管理に関すること。</u> <u>（４）個別業務システムの導入支援及び相互調整に関すること。</u> <u>（５）情報セキュリティ対策に関すること。</u> <u>（６）地域情報化の推進に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>人口増推進課 (1)～(3) 略</p> <p>ふるさと納税推進課 <u>(1) ふるさと納税の企画立案及び総合調整に関すること。</u> <u>(2) ふるさと納税の広報及び啓発活動に関すること。</u> <u>(3) その他ふるさと納税の推進に関すること。</u></p> <p>総務部 総務課 (1)～(17) 略</p> <p>職員課</p>	<p><u>(7) 課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u></p> <p>広報広聴係 <u>(1) 広報「そうじゃ」の編集発行に関すること。</u> <u>(2) 市勢要覧に関すること。</u> <u>(3) 市のホームページに関すること。</u> <u>(4) 回覧板チャンネルに関すること。</u> <u>(5) 市政モニター及び世論調査等に関すること。</u> <u>(6) 広報広聴活動の連絡調整に関すること。</u> <u>(7) 報道機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p>人口増推進室 (1)～(3) 略</p> <p>総務部 総務課 行政係 (1)～(17) 略 <u>(18) 課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u></p> <p>職員係 <u>(1) 職員の採用試験及び選考に関すること。</u> <u>(2) 職員の配置, 任免, 分限, 懲戒, 服務, 表彰その他身分に関すること。</u> <u>(3) 職員の勤務時間及び勤務条件に関すること。</u> <u>(4) 職員の給与に関すること。</u> <u>(5) 職員の福利厚生及び共済制度に関すること。</u> <u>(6) 職員及び市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償に関すること。</u> <u>(7) 職員団体に関すること。</u> <u>(8) 職員給与費の予算経理に関すること。</u> <u>(9) 他の任命権者との連絡調整に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>職員の採用試験及び選考に関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員の配置, 任免, 分限, 懲戒, 服務, 表彰その他身分に関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員の勤務時間及び勤務条件に関すること。</u></p> <p>(4) <u>職員の給与に関すること。</u></p> <p>(5) <u>職員の人事考課に関すること。</u></p> <p>(6) <u>職員の研修その他の能力開発に関すること。</u></p> <p>(7) <u>職員の倫理の保持に関すること。</u></p> <p>(8) <u>職員の福利厚生及び共済制度に関すること。</u></p> <p>(9) <u>職員及び市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償に関すること。</u></p> <p>(10) <u>職員団体に関すること。</u></p> <p>(11) <u>職員給与費の予算経理に関すること。</u></p> <p>(12) <u>他の任命権者との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>危機管理課</u></p> <p>(1) <u>防災計画, 防災会議, 災害対策本部, 災害対策及び国民保護の総合調整等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>水防計画及び水防協議会に関すること。</u></p> <p>(3) <u>水防資材の保管に関すること。</u></p> <p>(4) <u>防災訓練に関すること。</u></p> <p>(5) <u>自主防災組織に関すること。</u></p> <p>(6) <u>防災施設及び防災資機材に関すること。</u></p> <p>(7) <u>災害時の相互応援協定に関すること。</u></p> <p>(8) <u>平成30年7月豪雨災害の復興に関すること。</u></p> <p>財政課～税務課 略</p> <p>あたたか市民部</p> <p><u>ワンストップ課</u></p> <p>(1) <u>庁内の総合案内及び総合窓口に関すること。</u></p> <p>(2) <u>電話案内に関すること。</u></p> <p>(3) <u>窓口届出書類の作成支援に関すること。</u></p> <p>(4) <u>戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u></p> <p>(5) <u>外国人住民の在留管理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>印鑑登録に関すること。</u></p>	<p>財政課～税務課 略</p> <p><u>市民生活部</u></p>

改正後	改正前
<p> <u>(7) 旅券の発給に関すること。</u> <u>(8) 住民記録の電子計算機への入力及び入力資料の整備、保管並びに連絡調整に関すること。</u> <u>(9) 民事及び刑事処分等通知の記録管理に関すること。</u> <u>(10) 住民実態調査、人口動態調査及び住民異動統計等に関すること。</u> <u>(11) 住居表示に関すること。</u> <u>(12) 死産届の受付に関すること。</u> <u>(13) 埋火葬許可及び斎場の使用許可に関すること。</u> <u>(14) 国民健康保険（国民健康保険税を除く。）に関すること。</u> <u>(15) 療養取扱機関その他関係団体との連絡に関すること。</u> <u>(16) 高額療養費の貸付けに関すること。</u> <u>(17) 後期高齢者医療に関すること。</u> <u>(18) 国民年金に関すること。</u> <u>(19) 国民年金の相談に関すること。</u> <u>(20) 自衛官及び自衛官候補生の募集事務に関すること。</u> <u>(21) 出張所に関すること。</u> <u>(22) 諸証明（他部課の所管に属するものを除く。）に関すること。</u> <u>(23) 公的個人認証サービスに関すること。</u> <u>(24) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付等に関すること。</u> </p> <p>日本一優しい市役所推進課</p> <p> <u>(1) 窓口事務の総合調整に関すること。</u> <u>(2) 窓口における接遇の実態把握及び改善に関すること。</u> <u>(3) 自動車臨時運行許可に関すること。</u> <u>(4) 漂流物及び得遺失物に関すること。</u> <u>(5) 部の庶務及び部内の連絡調整に関すること。</u> </p> <p> 人権・まちづくり課 国際・交流推進係 (1)～(9) 略 </p> <p> <u>(10) 略</u> 人権啓発係 略 交通政策課 略 </p>	<p> 人権・まちづくり課 国際・交流推進係 (1)～(9) 略 <u>(10) 部の庶務及び部内の連絡調整に関すること。</u> <u>(11) 略</u> 人権啓発係 略 交通政策課 略 </p>

改正後	改正前
	<p>市民課</p> <p>戸籍住民登録係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u> (2) <u>外国人住民の在留管理に関すること。</u> (3) <u>印鑑登録に関すること。</u> (4) <u>旅券の発給に関すること。</u> (5) <u>住民記録の電子計算機への入力及び入力資料の整備、保管並びに連絡調整に関すること。</u> (6) <u>民事及び刑事処分等通知の記録管理に関すること。</u> (7) <u>住民実態調査、人口動態調査及び住民異動統計等に関すること。</u> (8) <u>死産届の受付に関すること。</u> (9) <u>埋火葬許可及び斎場の使用許可に関すること。</u> (10) <u>し尿処理券の販売に関すること。</u> (11) <u>自動車臨時運行許可に関すること。</u> (12) <u>出張所に関すること。</u> (13) <u>諸証明その他窓口事務（他部課の所管に属するものを除く。）に関すること。</u> (14) <u>公的個人認証サービスに関すること。</u> (15) <u>個人番号の通知及び個人番号カードの交付等に関すること。</u> (16) <u>課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u> <p>お客様サービス係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>庁内の総合案内に関すること。</u> (2) <u>電話案内に関すること。</u> (3) <u>窓口届出書類の作成支援に関すること。</u> (4) <u>住居表示に関すること。</u> (5) <u>指定ごみ袋、粗大ごみ処理券及び粗大ごみ収集券の交付に関すること。</u> (6) <u>墓地管理料の収納に関すること。</u> (7) <u>狂犬病の予防注射済票の交付等に関すること。</u> (8) <u>上下水道の使用料等の収納に関すること。</u> (9) <u>自衛官及び自衛官候補生の募集事務に関すること。</u> (10) <u>漂流物及び得遺失物に関すること。</u>

改正後	改正前
<p><u>デジタル推進課</u></p> <p>(1) <u>デジタル化の施策の推進に関すること。</u> (2) <u>デジタル化の推進に関する総合調整に関すること。</u> (3) <u>行政情報システムの調査研究及び企画立案に関すること。</u> (4) <u>行政ネットワークシステムの効率化に向けたシステム開発及び運用管理に関すること。</u> (5) <u>個別業務システムの導入支援及び相互調整に関すること。</u> (6) <u>情報セキュリティ対策に関すること。</u> (7) <u>地域情報化の推進に関すること。</u></p> <p>文化スポーツ部 略 保健福祉部 <u>健康増進課</u></p> <p>(1)～(10) 略 福祉課～長寿介護課 略 産業部 農林課 略 文化財課</p> <p>(1) <u>文化財保護審議会に関すること。</u> (2) <u>文化財の保護及び文化財保護思想の啓発、普及に関すること。</u> (3) <u>埋蔵文化財の調査研究に関すること。</u> (4) <u>埋蔵文化財学習の館に関すること。</u> (5) <u>鬼城山ビジターセンターに関すること。</u></p> <p>観光プロジェクト課</p>	<p>文化スポーツ部 略 保健福祉部 <u>健康医療課</u> <u>保険年金係</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険（国民健康保険税を除く。）に関すること。</u> (2) <u>療養取扱機関その他関係団体との連絡に関すること。</u> (3) <u>高額療養費の貸付けに関すること。</u> (4) <u>後期高齢者医療に関すること。</u> (5) <u>国民年金に関すること。</u> (6) <u>国民年金の相談に関すること。</u> (7) <u>課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u></p> <p><u>健康増進係</u> (1)～(10) 略 福祉課～長寿介護課 略 産業部 農林課 略</p> <p>観光プロジェクト課 <u>観光プロジェクト係</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1)～(6) 略</p> <p>企業誘致商工振興課 略 建設部 地域応援課～都市計画課 略 建築住宅課 建築指導係 略 営繕住宅係 (1)及び(2) 略 <u>(3) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に基づく賃貸住宅の供給の促進に関すること。</u> 環境水道部 略</p>	<p>(1)～(6) 略 <u>(7) 課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u> 文化財係 <u>(1) 文化財保護審議会に関すること。</u> <u>(2) 文化財の保護及び文化財保護思想の啓発、普及に関すること。</u> <u>(3) 埋蔵文化財の調査研究に関すること。</u> <u>(4) 埋蔵文化財学習の館に関すること。</u> <u>(5) 鬼城山ビジターセンターに関すること。</u> 企業誘致商工振興課 略 建設部 地域応援課～都市計画課 略 建築住宅課 建築指導係 略 営繕住宅係 (1)及び(2) 略 環境水道部 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(総社市公印規則の一部改正)

2 総社市公印規則(平成17年総社市規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">公印の種類</td> <td style="width: 10%;">整理</td> <td style="width: 10%;">書体</td> <td style="width: 10%;">寸法</td> <td style="width: 10%;">保管部署</td> <td style="width: 10%;">使用区分</td> <td style="width: 10%;">印</td> <td style="width: 10%;">個</td> </tr> </table>	公印の種類	整理	書体	寸法	保管部署	使用区分	印	個	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">公印の種類</td> <td style="width: 10%;">整理</td> <td style="width: 10%;">書体</td> <td style="width: 10%;">寸法</td> <td style="width: 10%;">保管部署</td> <td style="width: 10%;">使用区分</td> <td style="width: 10%;">印</td> <td style="width: 10%;">個</td> </tr> </table>	公印の種類	整理	書体	寸法	保管部署	使用区分	印	個
公印の種類	整理	書体	寸法	保管部署	使用区分	印	個										
公印の種類	整理	書体	寸法	保管部署	使用区分	印	個										

改正後							改正前								
	番号					材数		番号					材数		
略							略								
岡山県総社市長之印	3	〃	方 18 ミリ	ワンストップ課 出張所	戸籍, 住民基本台帳, 転出証明書, 印鑑証明書, 自動車臨時運行許可書その他市長が指定する文書	〃 〃	2 3	岡山県総社市長之印	3	〃	方 18 ミリ	市民課 出張所	戸籍, 住民基本台帳, 転出証明書, 印鑑証明書, 自動車臨時運行許可書その他市長が指定する文書	〃 〃	2 3
略							略								
市長(認印)	9	れい書	だ円形 縦 11 ミリ 横 8 ミリ	ワンストップ課	戸籍専用	木	1	市長(認印)	9	れい書	だ円形 縦 11 ミリ 横 8 ミリ	市民課	戸籍専用	木	1
略							略								
岡山県総社市長之印	12	〃	方 18 ミリ	福祉課	障害者医療費受給資格証その他市長が指定する文書及び刷り込みを必要とする文書	〃	1	岡山県総社市長之印	12	〃	方 18 ミリ	福祉課	重度心身障害者医療費受給資格者証その他市長が指定する文書及び刷り込みを必要とする文書	〃	1
略							略								
総社市印	21	〃	方 6ミ リ	ワンストップ課	国民健康保険に係る資格確認書及び資格確認書(特別療養)並びに刷	〃	4	総社市印	21	〃	方 6ミ リ	健康医療課	国民健康保険に係る資格確認書及び資格確認書(特別療養)並びに刷	〃	4

改正後						改正前									
					り込みを必要とする文書						り込みを必要とする文書				
岡山県総社市之印	22	〃	方 20 ミリ	<u>ワンストップ課</u>	国民健康保険に係る限度額適用認定証その他市長が指定する文書, 刷り込みを必要とする文書及び電子印影用	〃	1	岡山県総社市之印	22	〃	方 20 ミリ	<u>健康医療課</u>	国民健康保険に係る限度額適用認定証その他市長が指定する文書, 刷り込みを必要とする文書及び電子印影用	〃	1
略						略									
略						略									
岡山県総社市長之印	33	てん書	方 19 ミリ	<u>ワンストップ課</u>	国民年金保険料免除申請その他市長が指定する文書	木	1	岡山県総社市長之印	33	てん書	方 19 ミリ	<u>健康医療課</u>	国民年金保険料免除申請その他市長が指定する文書	木	1
総社市長	34	れい書	方 8ミ リ	<u>ワンストップ課</u>	在留カード, 特別永住者証明書, 個人番号カード及び通知カードの記載事項変更用並びに電子印影用	〃	1	総社市長	34	れい書	方 8ミ リ	<u>市民課</u>	在留カード, 特別永住者証明書, 個人番号カード及び通知カードの記載事項変更用並びに電子印影用	〃	1
				出張所	在留カード, 特別永住者証明書, 個人番号カード	〃	5					出張所	在留カード, 特別永住者証明書, 個人番号カード	〃	5

改正後							改正前								
					及び通知カードの記載事項変更用						及び通知カードの記載事項変更用				
略							略								
岡山県総社市長之印（契印専用）	37	てん書	方 18 ミリ	<u>ワ</u> <u>ン</u> <u>ス</u> <u>ト</u> <u>ッ</u> <u>プ</u> <u>課</u>	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録などの各種証明用の掛け紙及び複葉にわたる証明書の契印専用	木	1	岡山県総社市長之印（契印専用）	37	てん書	方 18 ミリ	<u>市</u> <u>民</u> <u>課</u>	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録などの各種証明用の掛け紙及び複葉にわたる証明書の契印専用	木	1
略							略								

（総社市職員安全衛生管理規則の一部改正）

3 総社市職員安全衛生管理規則（平成17年総社市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（主任衛生管理者等）</p> <p>第5条 本市に、法第12条第1項の規定に基づき、次のとおり主任衛生管理者及び衛生管理者を置く。</p> <p>（1）主任衛生管理者 <u>総務部職員課長</u>の職にある者</p> <p>（2）略</p> <p>2 略</p> <p>（会務の処理）</p> <p>第15条 委員会の事務は、<u>総務部職員課</u>において処理する。</p>	<p>（主任衛生管理者等）</p> <p>第5条 本市に、法第12条第1項の規定に基づき、次のとおり主任衛生管理者及び衛生管理者を置く。</p> <p>（1）主任衛生管理者 <u>総務部総務課長</u>の職にある者</p> <p>（2）略</p> <p>2 略</p> <p>（会務の処理）</p> <p>第15条 委員会の事務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。</p>

（総社市財務規則の一部改正）

4 総社市財務規則（平成17年総社市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この項において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この項において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後				改正前					
別表第3（第81条関係）				別表第3（第81条関係）					
設置場所		出納員	委任事務	設置場所		出納員	委任事務		
略				略					
秘書室		室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部	秘書室		室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		
危機管理室		室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部	危機管理室		室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		
総合政策部	政策調整課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部	総合政策部	政策調整課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		
	人口増推進課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		市政情報課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		
	ふるさと納税推進課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		人口増推進室	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		
総務部	総務課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部	総務部	魅力発信室	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		
	職員課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		デジタル化推進室	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		
	危機管理課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		総務課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		
	略				略				
	税務課	課長	市税並びにこれに係る手数料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部		税務課	課長	市税並びにこれに係る手数料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部		

改正後				改正前			
					日本一優しい市役所推進室	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部
あたたか市民部	ワンストップ課	課長	課の所掌に属する使用料及び手数料並びに歳入歳出外現金及びその他の収入の出納及び保管の事務の一部	市民生活部	人権・まちづくり課	課長	課の所掌に属する貸付金の償還金, 使用料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部
	出張所	所長（所長が職員である場合に限る。）	出張所の所掌に属する使用料及び手数料並びに歳入歳出外現金及びその他の収入の出納及び保管の事務の一部		交通政策課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部
	日本一優しい市役所推進課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		市民課	課長	課の所掌に属する使用料及び手数料並びに歳入歳出外現金及びその他の収入の出納及び保管の事務の一部
	人権・まちづくり課	課長	課の所掌に属する貸付金の償還金, 使用料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部		出張所	所長（所長が職員である場合に限る。）	出張所の所掌に属する使用料及び手数料並びに歳入歳出外現金及びその他の収入の出納及び保管の事務の一部
	交通政策課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部				
	デジタル推進課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部				
略				略			
保健福祉部	健康増進課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部	保健福祉部	健康医療課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部
	略				略		
産業部	農林課	課長	課の所掌に属する分担金並びに収入金の出納及び保管の事務の一部	産業部	農林課	課長	課の所掌に属する分担金並びに収入金の出納及び保管の事務の一部
	文化財課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		略		
	略				略		
略				略			

改正後				改正前			
教育委員会事務局	略			教育委員会事務局	略		
	部活動改革推進室	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		部活動地域移行推進室	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部
	略				略		

(総社市財産規則の一部改正)

5 総社市財産規則（平成17年総社市規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この項において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後				改正前			
別表（第22条関係）				別表（第22条関係）			
	設置場所	物品出納員	委任事務		設置場所	物品出納員	委任事務
	略				略		
	秘書室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部		秘書室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部
					危機管理室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部
総合政策部	政策調整課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部	総合政策部	政策調整課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部
	人口増推進課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部		市政情報課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部
	ふるさと納	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部		人口増推進室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部
					魅力発信室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部

改正後				改正前				
	税推進課		一部				一部	
総務部	総務課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部	デジタル化推進室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部	一部	
	職員課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部	総務課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部	一部	
	危機管理課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部	略				
	略				税務課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部	一部
	税務課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部	日本一優しい市役所推進室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部	一部	
あたたか市民部	ワンストップ課	課長	課及び出張所に属する物品の出納及び保管の事務の一部	市民生活部	人権・まちづくり課	課長	課及び課に附属する施設に属する物品の出納及び保管の事務の一部	
	日本一優しい市役所推進課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部	交通政策課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部	一部	
	人権・まちづくり課	課長	課及び課に附属する施設に属する物品の出納及び保管の事務の一部	市民課	課長	課及び出張所に属する物品の出納及び保管の事務の一部	一部	
	交通政策課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部	略				
	デジタル推進課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部	保健福祉部	健康医療課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部	
略				略				
保健福祉部	健康増進課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部	略				
	略				略			

改正後				改正前				
産業部	農林課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部	産業部	農林課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部	
	文化財課	課長	課及び課に附属する施設に属する物品の出納及び保管の事務の一部					
	略				略			
略				略				

(総社市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正)

6 総社市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則（平成18年総社市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1の2（第2条の2関係）級別職務分類表 （1）行政職給料表級別職務分類表		別表第1の2（第2条の2関係）級別職務分類表 （1）行政職給料表級別職務分類表	
職務の級	職務の分類	職務の級	職務の分類
略		略	
8級	参与又は検査参与の職務 危機管理監の職務	8級	参与又は検査参与の職務
略		略	
（2）保育職・教育職給料表級別職務分類表		（2）保育職・教育職給料表級別職務分類表	
略		略	

(総社市退職手当審査会規則の一部改正)

7 総社市退職手当審査会規則（平成22年総社市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(会務の処理) 第7条 審査会の事務は、 <u>職員課</u> において処理する。	(会務の処理) 第7条 審査会の事務は、 <u>総務課</u> において処理する。

(総社市大規模災害被災地支援に関する条例施行規則の一部改正)

- 8 総社市大規模災害被災地支援に関する条例施行規則（平成25年総社市規則第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務) 第9条 支援会議の庶務は、<u>危機管理課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第9条 支援会議の庶務は、<u>危機管理室</u>において処理する。</p>

(総社市職員コンプライアンス条例施行規則の一部改正)

- 9 総社市職員コンプライアンス条例施行規則（平成26年総社市規則第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(コンプライアンス推進会議の組織及び運営) 第3条 略 2 委員長は副市長を，副委員長は教育長及び政策監を，委員は総合政策部長，総務部長，<u>あたたか市民部長</u>，文化スポーツ部長，保健福祉部長，産業部長，建設部長，環境水道部長，消防長，教育部長及び総務課長をもって充てる。 3～9 略</p>	<p>(コンプライアンス推進会議の組織及び運営) 第3条 略 2 委員長は副市長を，副委員長は教育長及び政策監を，委員は総合政策部長，総務部長，<u>市民生活部長</u>，文化スポーツ部長，保健福祉部長，産業部長，建設部長，環境水道部長，消防長，教育部長及び総務課長をもって充てる。 3～9 略</p>

(総社市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

- 10 総社市職員の退職管理に関する規則（平成28年総社市規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(内部組織の長に準ずる職) 第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは，次の各号に掲げる職とする。 (1) 略 (2) 総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）第3条第2項<u>か</u></p>	<p>(内部組織の長に準ずる職) 第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは，次の各号に掲げる職とする。 (1) 略 (2) 総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）第3条第2項<u>及</u></p>

改 正 後	改 正 前
ら第4項までに規定する職 (3)～(5) 略	び第3項に規定する職 (3)～(5) 略

(総社市政策監の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

- 1 1 総社市政策監の設置等に関する条例施行規則（平成29年総社市規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 条例第5条第2号の規則で定める政策監の職務は、総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）第1条の2の規定により設置する秘書室の分掌事務の統括及び所属職員の指揮監督とする。</p> <p>(決裁等)</p> <p>第3条 政策監の秘書室における決裁及び専決事項は、総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）に定める部長の例による。</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 条例第5条第2号の規則で定める政策監の職務は、総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）第1条の2の規定により設置する秘書室及び危機管理室の分掌事務の統括及び所属職員の指揮監督とする。</p> <p>(決裁等)</p> <p>第3条 政策監の秘書室及び危機管理室における決裁及び専決事項は、総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）に定める部長の例による。</p>

(総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則の一部改正)

- 1 2 総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則（平成31年総社市規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(宣誓の方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 宣誓書の受領は、<u>あたたか市民部</u>人権・まちづくり課において行うものとする。</p>	<p>(宣誓の方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 宣誓書の受領は、<u>市民生活部</u>人権・まちづくり課において行うものとする。</p>

(総社市文化財保護審議会規則の一部改正)

- 1 3 総社市文化財保護審議会規則（平成31年総社市規則第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>文化財課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>観光プロジェクト課</u>において処理する。</p>